

- 高等教育の流動性が高まる中、ユネスコは、学修経験が他国でも公平・公正に取り扱われることが重要であるとの認識の下、1970年代以降、高等教育の資格(入学資格、単位、学位等)の承認に関する規範文書の作成を開始。
- 高等教育の地域性等に配慮し、これまで6つの地域で「地域規約」の採択・発効が進んできたところ、2013年以降はグローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発する「世界規約」の策定が進む。

## 世界規約【2019年秋 採択予定】

2013年 ユネスコ総会で策定に関する決議  
 2014年～ 加盟国等における協議  
 2019年 ユネスコ総会で採択予定

欧州 ※北米等を含む

地域承認規約  
 (1979, 1982: 46ヶ国)

↓  
 リスボン承認規約  
 (1997, 1999; 54ヶ国)

アラブ

地域承認規約  
 (1978, 1981: 14ヶ国)

↓  
 (改訂議論中)

地中海

地中海規約  
 (1976, 1978: 12ヶ国)

アフリカ

地域承認規約  
 (1981, 1983: 22ヶ国)

↓  
 アディス規約  
 (2014, 未発効: 7ヶ国)

アジア太平洋

1983年規約  
 (1983, 1985: 21ヶ国)

↓  
 東京規約

(2011, 2018: 7+1\*ヶ国)  
 豪州、中国、NZ、日本、韓国、モンゴル、トルコ、バチカン市国\*  
 \*パーマネントオブザーバー

ラテンアメリカ・カリブ海

LACにおける1974年地域規約  
 (1974, 1975: 19ヶ国)

↓  
 (改訂議論中)

※ 規約名は通称名称の仮訳  
 ※ ()は採択年、発効年:締約国数を指す

# 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結  
平成30年 2月1日発効

## 背景

- 1983年:ユネスコの下, バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下, 東京において開催された国際会議において, 本規約を採択。

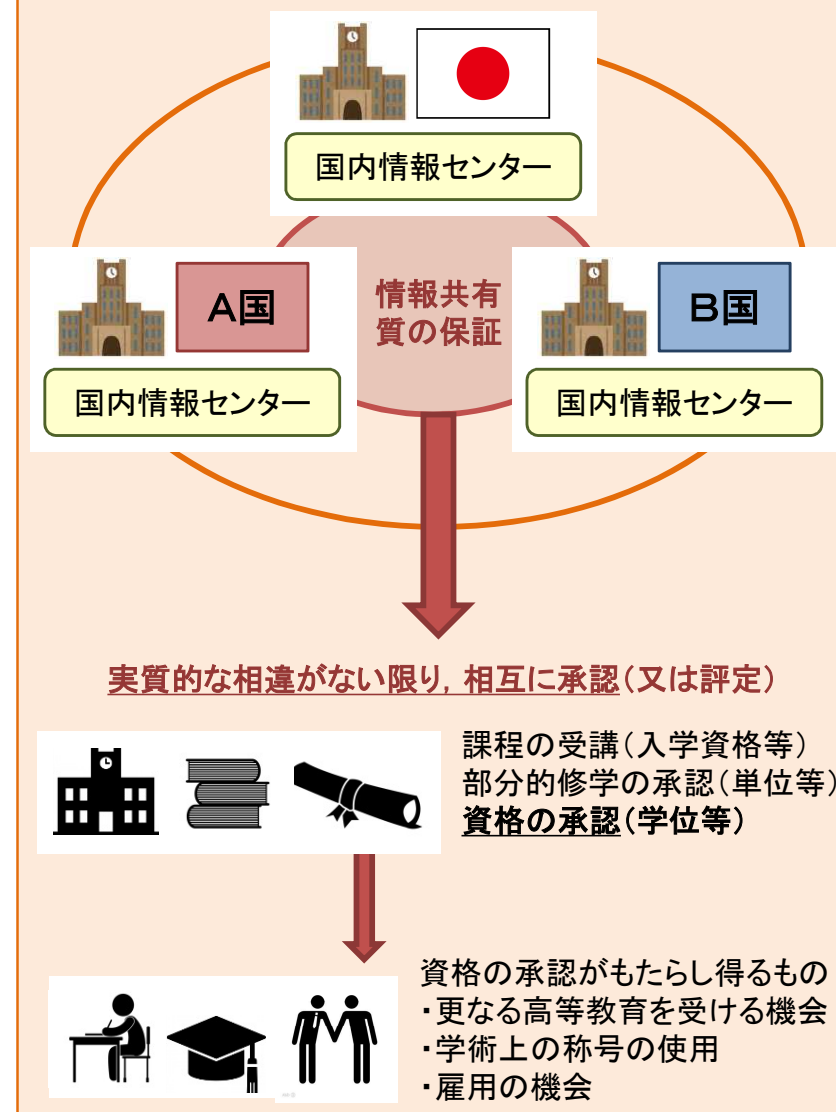
## 目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより, 学生及び学者の移動を容易にし, アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

## 主な内容

- ◆ 締約国は, 資格の評定・承認の**手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。**(第3章)
- ◆ 締約国は, 資格の内容に**実質的な相違がない限り**, 下記①～③について, **他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。**
  - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
  - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
  - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は**国内情報センター**を設立し, 情報を交換する。(第8章)

## 資格の相互承認の仕組み



【参考】和文テキスト(訳文): [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1399120.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm) ※文部科学省HP

原文: [http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=48975&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) ※ユネスコHP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1404607.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm) ※文部科学省HP

## 締約国（2019年4月19日現在）

---

### 7+1ヶ国

（豪州、中国、NZ、日本、韓国、モンゴル、トルコ、バチカン市国※パーマネントオブザーバー）

## 東京規約における高等教育機関の範囲

---

● 大学（含 専門職大学）

● 短期大学（含 専門職短期大学）

● 専門学校

↳ 農業大学校を除く

● 大学院（含 専門職大学院）

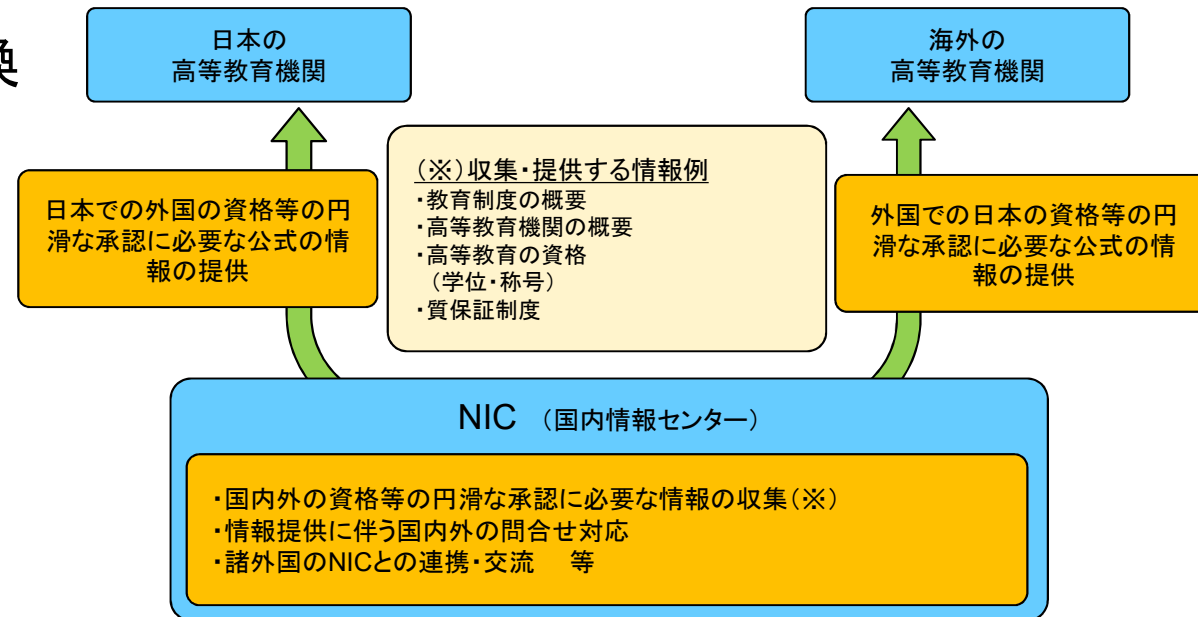
● 高等専門学校

● 省庁大学校

↳ 国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校

# 【第8章】国内情報センター (NIC:National Information Center)

- 締約国はNICを設立・情報交換
- 設置時期
  - 2019年度以降
- 役割 ※国によって異なり得る
  - 国内外の資格等の承認に必要な情報の収集・提供
  - 情報提供に伴う問合せ対応
  - 諸外国のNICとの連携・交流



- NIC設置に向けた取組 【2018年度～】
  - (独) 大学改革支援・学位授与機構において、NICが発信する日本の教育制度及び高等教育機関一覧に関する調査研究を実施。

## 他の締約国のNIC

- ・ 豪州 : DET ( Australian Government Department of Education and Training)
- ・ 中国 : CSCSE(Chinese Service Center for Scholarly Exchange), CDGDC(China Academic Degree& Graduate Education Development Center),CHESICC(China Higher Education Student Information and Career Center)の3機関を ADCSC(Academic Degrees Committee of the State Council)とMOE(Ministry of Education)がコーディネート
- ・ N Z : NZQA(New Zealand Qualifications Authority)
- ・ 韓国 : KCUE(Korean Council for University Education)
- ・ バチカン市国 : Congregation for catholic Education

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の改正について

## 内容

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月26日 中央教育審議会)等に基づき、国立大学法人等の運営基盤の強化支援及び内外の高等教育機関の入学資格等に関する情報提供などを業務として追加するなど、(独)大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しを行う。

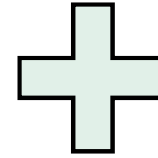
## 1. 高等教育の発展に資するために新たに業務を追加

### 機構の業務(見直し前)

- (1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価の実施
- (2) 国立大学等に対する施設の整備等に必要な資金の貸付け
- (3) 国立大学等に対する施設の整備等に必要な資金の交付
- (4) 短期大学等の卒業者や各省庁大学校修了者等に対する学位授与の実施
- (5) 大学評価及び学位授与に関する調査研究
- (6) 大学等の評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集・整理・提供

### 見直しにより機能強化される機構の業務

- 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集・分析、その結果の提供
- 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報の収集・整理・提供



## ②内外の高等教育機関の入学資格等に関する情報の収集・整理・提供

【第16条第1項第7号ロ】

○高等教育における学生の国際流動性を高めるため、日本の高等教育制度等の情報の外国への提供及び外国の高等教育制度等の情報の国内への提供等を実施

## ①国立大学法人等の運営基盤の強化支援 【第16条第1項第6号】

○国立大学法人等がより質の高い教育研究活動を行うため、経営判断に資する指標等の作成等を実施

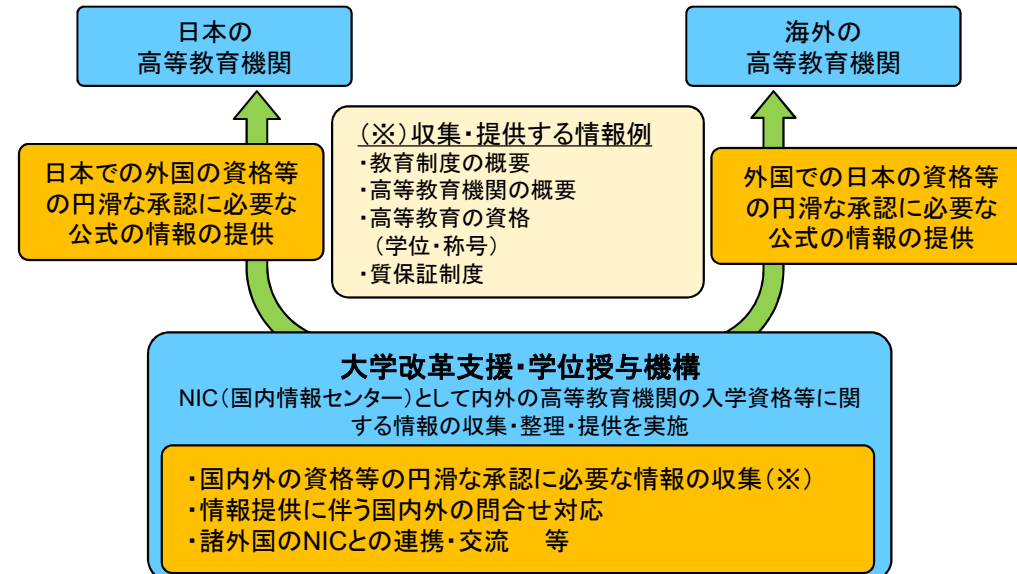
- 「教育研究情報」と「財務情報」を連携させて経営判断に資する指標等の作成
- 開発した指標の普及啓発
- 経営に関するリーダー人材育成支援
- 多様な資金獲得に関する情報提供

国立大学法人等に展開  
(公私立大学にも横展開)

- ・指標の実装
- ・戦略的な資源配分
- ・他大学との連携

運営基盤の強化

指標やモデルに基づき資源配分されたことによる教育効果を検証



## 2. 認証評価の結果を踏まえた国立大学法人評価の実施 【第16条第3項】

国立大学法人評価委員会からの要請に基づき機構が行う国立大学法人の教育研究面の評価については、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価の結果を踏まえて行うものとする。